

# 利用できるサービス

## 介護保険サービスの種類

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定等を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。詳細は下記の表をご確認ください。

	種類	要支援の方の利用可否		種類	要支援の方の利用可否	
自宅を利用するサービス (訪問系サービス)	訪問介護(ホームヘルプ)	○※2	24時間対応で利用できるサービス (訪問系サービス)	定期巡回・随時対応型※1 訪問介護看護※「訪問系」サービス	×	
	夜間対応型訪問介護※1	×		小規模多機能型居宅介護※1 ※「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	○	
	訪問入浴介護	○		看護小規模多機能型居宅介護※1 ※「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	×	
	訪問看護	○		生活環境を整えるサービス	福祉用具貸与(レンタル)	○
	訪問リハビリテーション	○			特定福祉用具販売	○
	居宅療養管理指導	○			住宅改修	○
施設に通い(泊り)利用するサービス (通所系サービス)	通所介護(デイサービス)※定員19人以上	○※2	居住系サービス	認知症対応型共同生活介護※1	△ (要支援2のみ)	
	地域密着型通所介護※1 (小規模なデイサービス)※定員18人以下	×		特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)	○	
	認知症対応型通所介護※1 (認知症対応型デイサービス)	○		地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)※1	×	
	通所リハビリテーション(デイケア)	○	施設系サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	×	
	短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)	○		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※1	×	
	短期入所療養介護(医療施設等のショートステイ)	○		介護老人保健施設	×	
				介護療養型医療施設	×	
				介護医療院	×	

※1「地域密着型サービス」です。地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

※2 平成27年4月の介護保険制度の改正に伴い、要支援の方が利用できる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスに移行しました。

### 介護予防・生活支援サービス事業一覧

【対象者:要支援1~2、事業対象者】

国の類型	横浜市のサービス名称	事業概要
旧介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス	横浜市訪問介護相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	横浜市通所介護相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)を実施します。
緩和した基準によるサービス(サービスA)	横浜市訪問型生活支援サービス	必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者が生活支援を行います。
住民主体による支援(サービスB)	横浜市訪問型支援	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して生活支援を行います。一定の基準を満たす活動団体に、補助金を交付します。
	横浜市通所型支援	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他の生活支援サービス	横浜市配食支援	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	横浜市見守り支援	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
短期集中予防サービス(サービスC)	横浜市訪問型短期予防サービス	早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3~6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持・改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

主なサービスの内容については47ページから58ページの介護保険で利用できるサービスと自己負担額の目安をご覧ください。また、自己負担額の目安は、1割負担の方を例として計算しており、事業所の体制等による加算分は含まれていません。

## 利用できるサービス

## 自宅で利用する居宅サービス

要介護1~5の方

### 訪問介護(ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

身体介護中心の利用	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	以降30分ごと
	184円	276円	439円	640円	93円

身体介護に引き続き生活援助を利用	20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
	74円	147円	221円

生活援助中心の利用	20分以上45分未満	45分以上
	202円	248円

◇例えば身体介護を中心に「30分以上60分未満」利用した後に、引き続き生活援助を「20分以上45分未満」利用した場合の自己負担は513円(439円+74円)です。

※「生活援助中心の利用」を45分以上、または「身体介護に引き続き生活援助を利用」を70分以上利用する場合、自己負担額は定額となります。

※早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25~1.5倍になります。

### 通院等乗降介助

通院時の車への乗降の介助と運転がホームヘルパー(訪問介護員)1人により行われるサービスです。

<自己負担の目安>

片道	109円
----	------

◇運賃は別途自己負担です

要支援1・2、事業対象者の方

### 横浜市訪問介護相当サービス(ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,299円	1,299円
週2回程度	2,597円	2,597円
週2回を超える場合	4,119円	

### 横浜市訪問型生活援助サービス

自宅を訪問する従事者(一定の研修等の修了者)により、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,169円	1,169円
週2回程度	2,338円	2,338円
週2回を超える場合	3,708円	

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

○生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。

○本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。

例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など

②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別な手間をかけて行う調理など

## Point

### 自己負担の目安の計算方法は？

各サービスの単位数に、横浜市の地域区分単価(右表)をかけた1割負担の方を例として自己負担額として計算しています。

※印のサービスの「自己負担の目安」は、30日間利用した場合で、算出しています。

単位数×横浜市の地域区分単価×0.1=自己負担額

サービス種類(予防、地域密着を含む)	地域区分単価
居宅療養管理指導 福祉用具貸与	10円
通所介護 地域密着型通所介護 短期入所療養介護 ※介護老人福祉施設 ※特定施設入居者生活介護 ※認知症対応型共同生活介護 ※介護老人保健施設 ※介護療養型医療施設 ※地域密着型特定施設入居者生活介護 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護医療院	10.72円
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	10.88円
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	11.12円

利用できるサービス

利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

夜間対応型訪問介護 **密着**

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、利用者宅を訪問します。また、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを提供します。

利用者 定期巡回 事務所  
定期巡回スタッフ 連絡  
随時訪問 常駐オペレーター  
随時訪問スタッフ

援助を必要とする状態になった時に簡単に通報できるケアコール端末が配布されます。

〈自己負担の目安〉

夜間訪問サービス	オペレーションサービス
1か月	1,122円
定期巡回サービス	1回
	421円
随時訪問サービス(1)	1回
	641円

要介護1～5の方

訪問入浴介護

看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行うサービスです。

〈自己負担の目安〉

1回あたり 1,390円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり973円です。

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

〈自己負担の目安〉

1回あたり 940円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり659円です。

要介護1～5の方

訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

サービス区分	1回の提供時間				
	20分未満※1	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上※2
訪問看護ステーション	346円	520円	908円	1,244円	1,577円
病院または診療所	293円	441円	633円	930円	1,264円

※1「20分未満」は、他に週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合算定できます。  
 ○早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25～1.5倍になります。  
 ※2 特別管理加算の対象の方で、訪問看護の所要時間を通算した時間が90分以上となるときに算定します。

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。

〈自己負担の目安〉

1回あたり 316円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。

〈自己負担の目安〉

利用回数	医師・歯科医師	医療機関の薬剤師	薬局の薬剤師	管理栄養士	歯科衛生士等	保健師・看護師
1回あたり	507円	558円	507円	537円	355円	402円
単一建物居住者2～9人の場合	483円	414円	376円	483円	323円	362円
利用限度回数	月2回	月2回	月4回※1	月2回	月4回	※2

※1 がん末期の方、または中心静脈栄養を受けている方については、週2回月8回まで算定できます。  
 ※2 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できます。

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。

〈自己負担の目安〉

1回あたり 316円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、地域包括支援センター等に対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

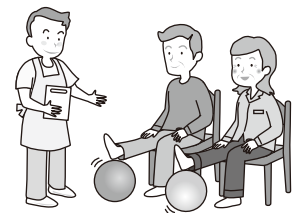
利用できるサービス

## 施設に通い(泊り)利用するサービス

要介護1~5の方

### 通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	704円	831円	963円	1,095円	1,227円



◇通常規模の通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

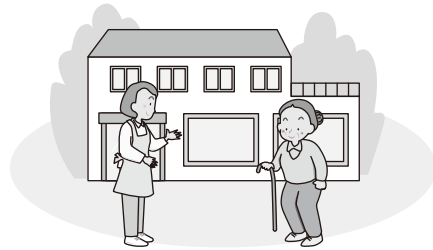
◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり54円が加算されます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2、事業対象者の方

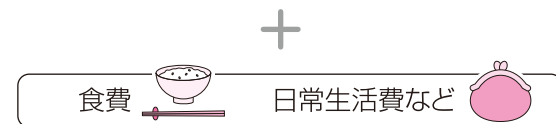
### 横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)

デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,766円	1,766円
週2回程度		3,621円



◇送迎サービスや入浴サービスの費用は含まれます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

### 地域密着型通所介護(密着)

定員18人以下の小規模なデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	819円	968円	1,122円	1,276円	1,428円



◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり54円が加算されます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合には加算があります。

### 療養通所介護(密着)

難病等を有する重介護者やがん末期により、常に看護師による観察が必要な方を対象に、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり	(区分なし)
6時間以上 8時間未満	1,620円



◇身体状態により利用できる方が限られます。

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要介護1~5の方

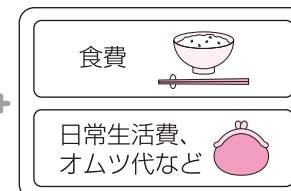
### 認知症対応型通所介護(密着)

認知症の方を対象に、地域ケアプラザ等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、リハビリやレクリエーションなどを受けるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上9時間未満

要介護1	1,107円
要介護2	1,227円
要介護3	1,346円
要介護4	1,468円
要介護5	1,588円



◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり55円が加算されます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要介護1~5の方

### 通所リハビリテーション(デイケア)

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上 8時間未満	775円	924円	1,075円	1,253円	1,426円



◇介護老人保健施設や病院・診療所の通常規模の通所介護事業所を7時間以上8時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり55円が加算されます。

◇このほか、リハビリテーション実施計画により、短期間に集中的なリハビリを行った場合や、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

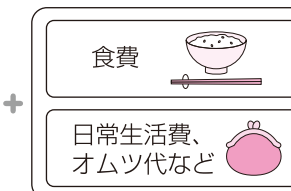
### 介護予防認知症対応型通所介護(密着)

認知症の方を対象に、地域ケアプラザ等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、リハビリやレクリエーションなどを受けるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上  
9時間未満

要支援1	957円
要支援2	1,069円



◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇入浴サービスを利用した場合は、1日あたり55円が加算されます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

### 介護予防通所リハビリテーション

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

さらに下記の選択的なサービスを組み合わせ利用します。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

〈選択的サービスの種類〉	・運動器の機能向上
	・栄養改善・口腔機能の向上

<自己負担の目安>

1か月あたり	共通的サービス	運動器機能向上加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	1,863円	245円	164円	164円
要支援2	3,934円	245円	164円	164円



◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的サービスに含まれます。

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要介護1~5の方

短期入所生活介護 (福祉施設でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護やレクリエーション等を受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

＜自己負担の目安＞

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	635円	635円	742円
要介護2	709円	709円	814円
要介護3	785円	785円	894円
要介護4	859円	859円	967円
要介護5	931円	931円	1040円

食費 (1,380円/日)

部屋代 840円/日    部屋代 1,150円/日    部屋代 1,970円/日

日常生活費、理美容代など

要介護1~5の方

短期入所療養介護 (老健施設・病院等でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、機能訓練や生活支援などを受けるサービスです。滞在する部屋の種類によって利用料金が異なります。

＜自己負担の目安＞

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	886円	808円	892円
要介護2	937円	856円	941円
要介護3	1,003円	921円	1,007円
要介護4	1,057円	977円	1,064円
要介護5	1,114円	1,032円	1,118円

食費 (1,380円/日)

部屋代 370円/日    部屋代 1,640円/日    部屋代 1,970円/日

日常生活費、理美容代など

◇送迎サービスを利用した場合は、片道 198円が加算されます。  
 ◇オムツ代は介護保険に含まれます。  
 ※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。  
 ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(64ページ)

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、生活機能の低下を招かないようにサービスが提供されます。



＜自己負担の目安＞

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要支援1	475円	475円	557円
要支援2	590円	590円	691円

食費 (1,380円/日)

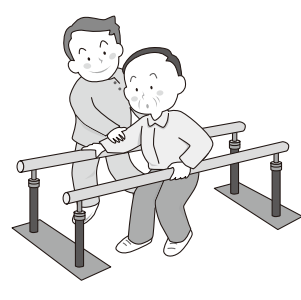
部屋代 840円/日    部屋代 1,150円/日    部屋代 1,970円/日

日常生活費、理美容代など

要支援1・2の方

介護予防短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難となったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。



＜自己負担の目安＞

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要支援1	655円	620円	666円
要支援2	820円	771円	834円

食費 (1,380円/日)

部屋代 370円/日    部屋代 1,640円/日    部屋代 1,970円/日

日常生活費、理美容代など

24時間対応で利用できるサービス

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **密着**

24時間訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。

＜自己負担の目安＞

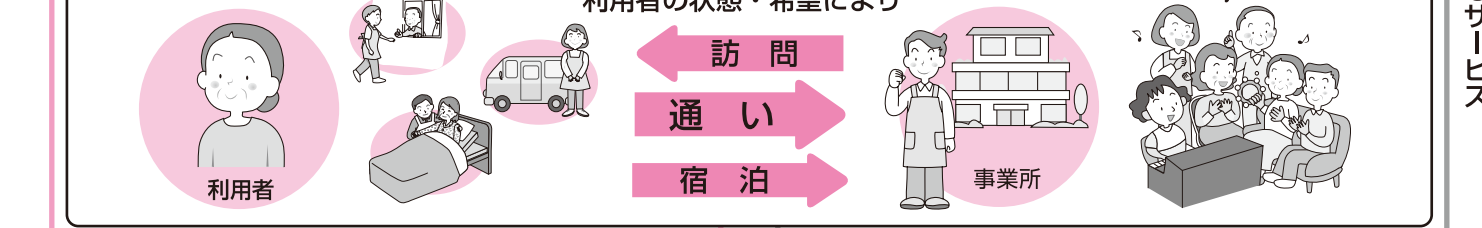
1か月あたり

	介護・看護利用	介護利用
要介護1	9,193円	6,301円
要介護2	14,362円	11,247円
要介護3	21,922円	18,874円
要介護4	27,024円	23,622円
要介護5	32,739円	28,568円

要介護1~5の方      要支援1・2の方

小規模多機能型居宅介護 **密着**      介護予防小規模多機能型居宅介護 **密着**

利用者の住み慣れた地域で、事業所への通いサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、事業所に宿泊したりすることができるサービスです。訪問や宿泊のサービスは、通いでなじみのあるスタッフにより提供されます。利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。なお、このサービスを利用している間は、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)など一部の在宅サービスと他の地域密着型サービスの利用はできません。



＜自己負担の目安＞

1か月あたり

要介護1	11,229円	食費 宿泊費 日常生活費 など
要介護2	16,502円	
要介護3	24,004円	
要介護4	26,493円	
要介護5	29,212円	

要支援1	3,703円	食費 宿泊費 日常生活費 など
要支援2	7,483円	

要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

看護小規模多機能型居宅介護 (旧名称: 複合型サービス) **密着**

事業所への「通い」によるサービスを中心に、利用者の状況や希望により、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に選択し提供する小規模多機能型居宅介護と、訪問看護を組み合わせたサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。

＜自己負担の目安＞

1か月あたり

要介護1	13,427円	食費 宿泊費 日常生活費 など
要介護2	18,788円	
要介護3	26,411円	
要介護4	29,954円	
要介護5	33,882円	

○登録者数 最大29人    ○通いの利用者 最大18人    どのサービスを利用してもなじみの職員によるサービスが受けられる  
 ○宿泊の利用者 最大9人

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

# 利用できるサービス ..... 生活環境を整えるサービス

要介護1～5の方

## 福祉用具貸与(レンタル)

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

### 貸与の対象(13種類)

- |  |                                   |  |  |
|--|-----------------------------------|--|--|
| <b>1 車いす</b><br>*自走用、介助用、普通型電動車いす  | <b>2 車いす付属品</b><br>*クッション、電動補助装置等 | <b>3 特殊寝台</b><br>*背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等 | <b>4 特殊寝台付属品</b><br>マットレス<br>移動用バー<br>サイドレール<br>テーブル、介助用ベルト、スライディングボード・マット |
| <b>5 床ずれ防止用具</b><br>*エアマット、ウォーターマット等   | <b>6 体位変換器</b><br>*起き上がり補助装置等含む   | <b>7 認知症老人徘徊感知機器</b><br>*離床センサー等含む             | <b>8 移動用リフト</b><br>*階段移動用リフト等含む  |
| <b>9 自動排泄処理装置</b><br>*交換可能部品を除く  |                                   |  |  |
| ※1～8は一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。<br>※9自動排泄処理装置のうち便を吸引する機能がある装置については、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません(尿を吸引する装置は利用できます)。 |                                   |  |  |
| <b>10 手すり</b><br>*取付けに工事不要のもの  | <b>11 スロープ</b><br>*取付けに工事不要のもの    | <b>12 歩行器</b>                                  | <b>13 歩行補助つえ</b>   |

<自己負担の目安>

貸与金額の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) ※貸与金額は、用具の種類・品目、業者によって異なります。

要支援1・2の方

## 介護予防福祉用具貸与(レンタル)

介護予防につながる自立した生活を送れるよう福祉用具の貸与が受けられます。

要介護1～5の方

## 特定福祉用具販売

貸与になじまない排せつや入浴などのための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

### 購入の対象(5種類)

■指定事業者からの購入でなければ払い戻しが受けられません。  
 ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住いの場合は、原則として利用できません。

- |                              |  |   |             |                   |
|------------------------------|--|---|-------------|-------------------|
| <b>腰掛便座</b><br>*便座の底上げ部材等を含む | <b>自動排泄処理装置の交換可能部品</b><br>*レシーバー、チューブ、タンク等 | <b>入浴補助用具</b><br>*入浴用いす、浴槽内いす、入浴台・入浴用介助ベルト等 | <b>簡易浴槽</b> | <b>移動用リフトのつり具</b> |
|------------------------------|--|---|-------------|-------------------|

<自己負担の目安>

購入金額の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) 払戻し限度額:1割負担の場合は9万円(年間)  
 ※購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担です。  
 ①申請書(区役所保険年金課にて配布) ②領収書  
 ③福祉用具が必要である理由の分かるもの(申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか)  
 ④当該福祉用具のパンフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類)  
 ※原則として同じ種類のものは重複して購入できません。

申請に必要な書類

要支援1・2の方

## 特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する排せつや入浴などのための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

要介護1～5の方

## 住宅改修

在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されます。



### 対象となる工事

- 手すりの取付け
- 段差又は傾斜の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取替え(扉の撤去、扉の新設[取替えに比べ費用が低廉な場合]を含む)
- 和式便器などから洋式便器への便器の取替え
- 上記①～⑤の工事に付帯して必要と認められる工事
  - 手すり取付けのための壁の下地補強
  - 浴室、便所工事に伴う給排水設備の工事
  - スロープ設置に伴う転落、脱輪防止のための柵等の設置
  - 扉取替えに伴う壁又は柱の改修 など

### 申請に必要な書類(受領委任払いでない場合)

- 【工事前】
- 申請書(区役所保険年金課にて配布)
  - 見積書及び見積額内訳書
  - 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成。いない場合は区役所高齢・障害支援課に相談してください。)
  - 工事施工前の写真
  - 住宅改修後の完成予定図
  - 住宅改修に関する承諾書及び賃貸契約書の写し(お住まいが借家の場合)
- 【工事完成後】
- 領収書及び工事内訳書
  - 改修後の写真

■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住いの場合は、原則として利用できません。

### 横浜市の住宅改修の取扱い

住宅改修は、利用者が費用の全額(保険給付分+自己負担分)をいったん支払い、後から限度額の範囲内で、一部(保険給付分)の払い戻しを受ける仕組みです。横浜市では自己負担分のみを事業者を支払うだけで改修ができる、受領委任払いの制度があります。

この制度は市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、横浜市のホームページに掲載しています。また、区役所高齢・障害支援課及び保険年金課でも閲覧できます。

◇介護保険の住宅改修とは別に住環境整備事業(68ページ)があります。助成対象工事、助成金額等が異なりますが、両制度を併用できる場合もあります。住環境整備事業についても、必ず工事を始める前に区役所高齢・障害支援課にご相談ください。

横浜市介護保険住宅改修名簿 [検索](#)

<自己負担の目安>

改修費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) 払戻し限度額:1割負担の場合は18万円

※改修費用の限度額は現住宅につき20万円です。

- 転居した場合や「介護の必要の程度(\*)」が3段階以上上がった場合は、再度利用できます(限度額20万円)。  
 (\*):要介護1と要支援2は同じ段階とみなします。
- 工事を始める前に、申請書類を揃えて区役所保険年金課に申請します。保険年金課より発行される『住宅改修に関するお知らせ』を受け取った後に工事を開始します。
  - 工事完了後、いったん費用の全額を事業者を支払った後、領収書等必要な書類を添えて区役所保険年金課に提出し保険給付分が払い戻されます。

# 利用できるサービス 居住系サービス

## 要介護1~5の方

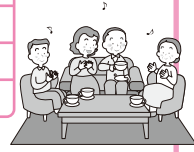
### 認知症対応型共同生活介護 密着

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で、5~9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けます。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなどして、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようになることを目指します。  
※ユニット数により負担額が異なります。

#### <自己負担の目安>

1か月あたり

	1ユニット	2ユニット以上
要介護1	24,410円	24,024円
要介護2	25,568円	25,150円
要介護3	26,307円	25,921円
要介護4	26,854円	26,436円
要介護5	27,401円	26,950円



食費 + 部屋代、管理費、水光熱費など + 日常生活費、オムツ代、理美容代など

## 要介護1~5の方

### 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。なお、短期利用(30日上限)を提供する施設もあります。

#### <自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
17,174円	19,264円	21,483円	23,542円	25,728円

管理費 食費 + 水光熱費、家賃相当額、日常生活費、オムツ代、理美容代など

## 要支援2の方

### 介護予防認知症対応型共同生活介護 密着

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活するとともに、スタッフが日常生活上の支援とともに生活機能向上にも配慮したサービスを提供します。  
※要支援1の方は利用できません。  
※ユニット数により負担額が異なります。

#### <自己負担の目安>

1か月あたり

	1ユニット	2ユニット以上
要支援2	24,281円	23,895円



食費 + 部屋代、管理費、水光熱費など + 日常生活費、オムツ代、理美容代など

## 要支援1・2の方

### 介護予防特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、スタッフから日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能向上にも配慮したサービスの提供を受けられます。

#### <自己負担の目安>

1か月あたり

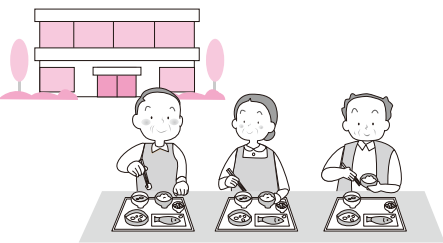
要支援1	要支援2
5,789円	9,938円

管理費 食費 + 水光熱費、家賃相当額、日常生活費、オムツ代、理美容代など

## 要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

### 地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等) 密着

定員29人以下の小規模で運営される介護付有料老人ホーム等(介護専用型特定施設)で、少人数の入居者に対し、特定施設入居者生活介護と同様のサービスが提供されます。



1か月あたり

要介護1	17,174円
要介護2	19,264円
要介護3	21,483円
要介護4	23,542円
要介護5	25,728円

管理費 水光熱費 家賃相当額 + 食費 + 日常生活費、オムツ代、理美容代など

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

# 施設系サービス

原則要介護3~5の方(要支援1・2の方は利用できません。)  
要介護1・2の方は、特例入所の制度があります。(下記参照)

### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行う施設です。

### 地域密着型介護老人福祉施設 密着 入所者生活介護

定員29人以下の小規模で運営される特別養護老人ホームです。少人数の入居者に対し、特別養護老人ホームと同様のサービスが提供されます。

#### <自己負担の目安>

1か月あたり	【介護老人福祉施設】 多床室 (定員二人以上)	【介護老人福祉施設】 従来型個室 リビング併設なしの個室	【介護老人福祉施設】 ユニット型個室 リビング併設の個室	【地域密着型老人福祉施設】 ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	17,913円	17,913円	20,453円	20,711円
要介護2	20,100円	20,100円	22,608円	22,897円
要介護3	22,351円	22,351円	24,956円	25,245円
要介護4	24,538円	24,538円	27,110円	27,464円
要介護5	26,660円	26,660円	29,265円	29,651円
	+ 部屋代 25,200円/月	+ 部屋代 34,500円/月	+ 部屋代 59,100円/月	+ 部屋代 59,100円/月
	+ 食費 (41,400円/月)			
	+ 日常生活費、理美容代など			



◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。  
◇オムツ代は介護保険に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。  
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(64ページ)

\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

### 特例入所制度について

平成27年4月より、特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方を対象とした施設になりましたが、要介護1・2の方でも以下の要件に該当する場合は、特例的に入所が認められます。

- ア 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯または同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。

要介護1・2の方で入所を希望される方は、入所申込書に記載されている特例入所要件の該当欄にチェックを入れ、お申込みください。

### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込方法

申込は、「入所申込受付センター」で一括して受け付けます。区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、各特別養護老人ホーム、健康福祉局高齢施設課等で配布している申込書にご記入の上、下記へご郵送ください。

〈申込先〉〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階  
特別養護老人ホーム入所申込受付センター(高齢者施設・住まいの相談センター内)  
電話 045-840-5817 FAX 045-840-5816



### 高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設・住まいに関する相談窓口として、「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置しています。専門の相談員が個別・具体的な相談に乗ったり、施設の基本情報・入所待ち状況などの様々な情報を提供しています。

- ◇窓口 …… 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 10階 電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816
- ◇相談受付時間(予約優先) …… 月~金 9:00~17:00(土日・祝祭日、年末年始は休み)
- ◇提供する施設情報 …… 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

利用できるサービス

## 利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

### 介護老人保健施設

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰をめざす施設です。在宅生活の復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討します。また病状により入院治療の必要が認められる場合は、適切な医療機関を紹介します。



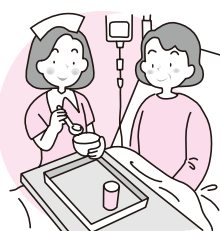
#### <自己負担の目安>

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	24,796円	22,448円	24,989円
要介護2	26,339円	23,895円	26,436円
要介護3	28,301円	25,857円	28,430円
要介護4	29,941円	27,529円	30,134円
要介護5	31,646円	29,170円	31,774円

+ 部屋代 11,100円/月      + 部屋代 49,200円/月      + 部屋代 59,100円/月  
 + 食費 (41,400円/月)  
 + 日常生活費、理美容代など

### 介護療養型医療施設

療養病床と老人性認知症疾患療養病棟の2種類があります。療養病床は病状が落ち着いたものの専門的な治療が長期的に必要な方のための長期療養施設です。老人性認知症疾患療養病棟では、認知症の方に療養上の管理、看護、機能訓練その他の医療サービスが提供されます。平成29年度末で廃止することとされていましたが、廃止期限が平成35年度末まで6年間延長されました。



#### <自己負担の目安>

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	23,960円	20,615円	24,667円
要介護2	27,272円	23,927円	27,980円
要介護3	34,444円	31,099円	35,151円
要介護4	37,499円	34,154円	38,206円
要介護5	40,233円	36,888円	40,940円

+ 部屋代 11,100円/月      + 部屋代 49,200円/月      + 部屋代 59,100円/月  
 + 食費 (41,400円/月)  
 + 日常生活費、理美容代など

### 介護医療院

介護保険法の改正により、平成30年4月から新たに創設されました。慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。



#### <自己負担の目安> I型

1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室
要介護1	25,825円	22,319円
要介護2	29,298円	25,793円
要介護3	36,791円	33,286円
要介護4	39,975円	36,470円
要介護5	42,838円	39,332円

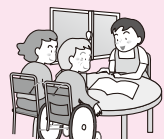
+ 部屋代 11,100円/月      + 部屋代 49,200円/月  
 + 食費 (41,400円/月)  
 + 日常生活費、理美容代など

◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。◇オムツ代は介護保険に含まれます。  
 ※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。  
 ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(64ページ)

### 介護老人保健施設、介護療養型医療施設および介護医療院の入所申込方法

各施設が定めた所定の申込書を各施設から入手し、直接施設に申し込みます。

入所したい施設へ相談  
サービス内容について説明を受けます



入所申込

契約



\*自己負担の目安は1割負担の方を例としています。

## サービスの利用者負担について

介護保険サービスを利用したときは、利用者負担割合\*に応じたサービス費用を支払います。

サービス費用以外に部屋代・食費を負担します。部屋代・食費などは、利用する時の契約により決まるため、事業者ごとに異なります。

①居宅サービス ②地域密着型サービス を利用した場合(要支援1・2、要介護1～5共通)	
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導など	サービス費用
通所介護 通所リハビリテーション など	サービス費用      食費      日常生活費
短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護	サービス費用      部屋代      食費      日常生活費(理美容代など)*
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 など	サービス費用      部屋代      食費      日常生活費
③施設サービスを利用した場合 (介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については原則要介護3以上、その他の施設サービスについては要介護1～5)	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 介護医療院	サービス費用      部屋代      食費      日常生活費(理美容代など)*

\*ショートステイと施設サービスについてはオムツ代の負担はありません。

### 特別なサービスを受けるときは別に利用者負担があります。

・特別なサービスを利用する場合には、保険分の負担とは別に利用者負担が必要となることがあります。  
 (例) 介護保険対象外のサービスや、自身のケアプランにないサービスを利用するときなど  
 (利用者と事業者が介護保険外サービスを契約の上、全額利用者負担でサービスを利用します。)

\*利用者負担割合は60ページを参照してください。

### 介護保険の居宅サービスには利用限度額があります

介護保険の居宅サービスには、要介護度に応じた限度額が設けられていて、その範囲内で利用することができます。限度額を超えてサービスを利用するときには全額自己負担になります。

ただし、「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」等については、利用限度額は適用されません。また、「居宅療養管理指導」は利用限度額の対象外です。

要介護度等	利用できる単位数	1か月あたりの利用限度額※
事業対象者	5,003単位	約5～6万円
要支援	要支援1	5,003単位      約5～6万円
	要支援2	10,473単位      約10～12万円
要介護	要介護1	16,692単位      約17～19万円
	要介護2	19,616単位      約20～22万円
	要介護3	26,931単位      約27～30万円
	要介護4	30,806単位      約31～34万円
	要介護5	36,065単位      約36～40万円

※おおよその金額です。  
 実際の費用は、「単位数×横浜市の地域区分単価(10円～11.12円)」によって算定されます。(47ページ参照)

利用できるサービス/サービスの利用者負担について